

事業者向け脱炭素化促進事業実施要綱

(事業目的)

第1条 事業者向け脱炭素化促進事業（以下「本事業」という。）は、中小企業者等による太陽光発電設備及び定置型蓄電池、給電性能を有するEV（以下「太陽光発電設備等」という。）の導入に対し、補助金を交付することにより、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰を受けた事業者の負担軽減及び電力需給ひっ迫対策を図り、本市の脱炭素化を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 自家消費型太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。（以下「再エネ特措法」という。））第9条第4項に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又はFeed in Premium制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず自家消費を目的とした太陽光発電設備をいう。
- (3) リースモデル リース事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備等を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。
- (4) オンサイト PPA モデル 太陽光発電設備等の所有者である発電事業者が、需要家の施設その他に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (5) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - ク 青色申告を行っている個人事業主
 - ケ その他市長が適当であると認める者
- (6) 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。
- (7) 給電性能を有するEV 四輪以上の自動車であり、その自動車検査証において燃料の種類に

電気と記載されているもののうち、外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント（AC100V 1500W）から電力を取り出せる機能を有する車両をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表2のいずれかの要件に適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- （1）市税の滞納がないこと。
- （2）「宇都宮市暴力団排除条例」（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、法人にあつては、役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
- （3）公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

（補助対象事業の要件）

第4条 補助対象事業は、別表3に定める要件の全てに適合するものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表4によるものとし、予算の範囲内で交付する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

制定文（令和4年12月16日告示第362-2号）

この要綱は、令和4年12月26日から適用する。

別表1 中小企業の要件（第2条関係）

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業，建設業，運輸業，その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表2 交付対象者の要件（第3条関係）

項目	内容
補助金の交付対象者の要件	<p>太陽光発電設備等を導入するもので、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 市内に事業所を有する中小企業者等</p> <p>(2) リースモデルにより市内に事業所を有する中小企業者等に提供するリース事業者</p> <p>(3) オンサイトPPAモデルにより市内に事業所を有する中小企業者等に提供するPPA事業者</p>

別表3 補助対象事業の要件（第4条関係）

補助対象事業	要件
共通（リースモデル又はオンサイトPPAモデルにより導入する場合）	<p>(1) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(2) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p>
太陽光発電設備の導入	<p>(1) 未使用の太陽光発電設備を事業所に導入すること。ただし、太陽光発電設備単体での申請も可とする。</p> <p>(2) 太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力が10kW未満であること。</p> <p>(3) 次の(a)、(b)のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力の50%以上を自家消費すること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>(4) 再エネ特措法第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。</p>

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。
- (6) 発電量を計測する機器を備えること。
- (7) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- (8) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。特に、次の(a)～(k)をすべて遵守していることを確認すること。
- (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
- (e) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (f) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (g) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは適切な方法により協力すること。
- (h) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (i) 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
- (j) 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参

	<p>考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(k) 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。</p>
<p>定置型蓄電池の導入</p>	<p>(1) 未使用の定置型蓄電池を事業所に導入すること。ただし、定置型蓄電池単体での申請も可とする。</p> <p>(2) 停電時に太陽光発電設備から直接充電でき、分電盤を介して事業所等に電気を供給できるものであること。</p> <p>(3) 太陽光発電システムを設置していること。又は同時に設置すること。</p> <p>(4) 蓄電ユニットの増設及び設備改修等ではないこと。</p> <p>(5) 停電時にのみ利用する非常用予備電源ではないこと。</p>
<p>給電性能を有するEVの導入</p>	<p>(1) 国の実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両一覧のうち、給電性能有とされていること。</p> <p>(2) 四輪以上の自動車であり、その自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されていること。</p> <p>(3) 申請車両は、初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(4) 申請車両は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。</p> <p>(5) 申請車両は、市が別に定める期間内に初度登録され、かつ過去に補助金申請したことの無い車両であること。</p> <p>(6) 申請車両は、代金の支払いが合意済みであること（現金、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。）。ただし、手形を除く。</p> <p>(7) 申請者は申請車両の購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者及び使用者は申請者であること。ただし、以下のいずれかにより自動車検査証上の所有者及び使用者が一致しない場合はこの限りでない。</p> <p>(a) リースにおいて、自動車検査証上の所有者がリース会社、使用者が当該車両のリースを受けるリース使用者又は下記(c)にいう法人等の役員若しくは従業員等であり、リース会社が申請者となる場合。</p> <p>(b) 車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証上の所有者が自動車販売会社又はローン会社等で、使用者が車両</p>

購入者であり、自動車検査証上の使用者が申請者となる場合。

(c) 法人等による申請において、自動車検査証上の所有者が当該法人等で、使用者が申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した当該法人の役員又は従業員等であり、当該法人が申請者となる場合。

(d) 申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の自動車検査証上の所有者と使用者が一致しない状態となる場合（ただし、所有者と使用者が生計を一にする者である場合に限る）。この場合、市が別途要請する減免制度の適用を確認する書類の提出を申請の条件とする。

(8) リースの場合は、リース会社が申請者となり、リース期間は原則処分制限期間以上であること。かつ、補助金は一旦リース会社に交付されるため、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。

(9) 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。

(10) 自動車を販売する業を営む法人のうち、自動車を販売する業を主として営む法人が、当該車両の自動車検査証上の使用者となる場合は、その者が当該車両と同一名称の車両を、当該車両の初度登録日前一年以内に販売していないこと、かつ、初度登録日後一年以内は販売しないこと（自家用自動車有償貸渡業の許可を取得して貸渡を行う車両において、当該車両を製造事業者から購入し自動車検査証上の所有者及び使用者となる場合を除く。）。自動車を販売する業を主として営む法人の定義については、市が別に定める。

別表4 補助対象経費及び補助額（第5条関係）

補助対象経費	補助額	上限
太陽光発電設備導入費	定額：5万円/kW ※太陽光パネルとパワーコンディショナーのいずれか出力の低い値（小数第二位以下切り捨て）に乗じて算出。	10kW未満
定置型蓄電池導入費	定額：6.3万円/kWh ※定置型蓄電池の定格容量（小数第二位以下，千円未満切り捨て）に乗じて算出。	10kWh未満
給電性能を有するEV導入費	定額：20万円/台	100万円（最大5台まで）